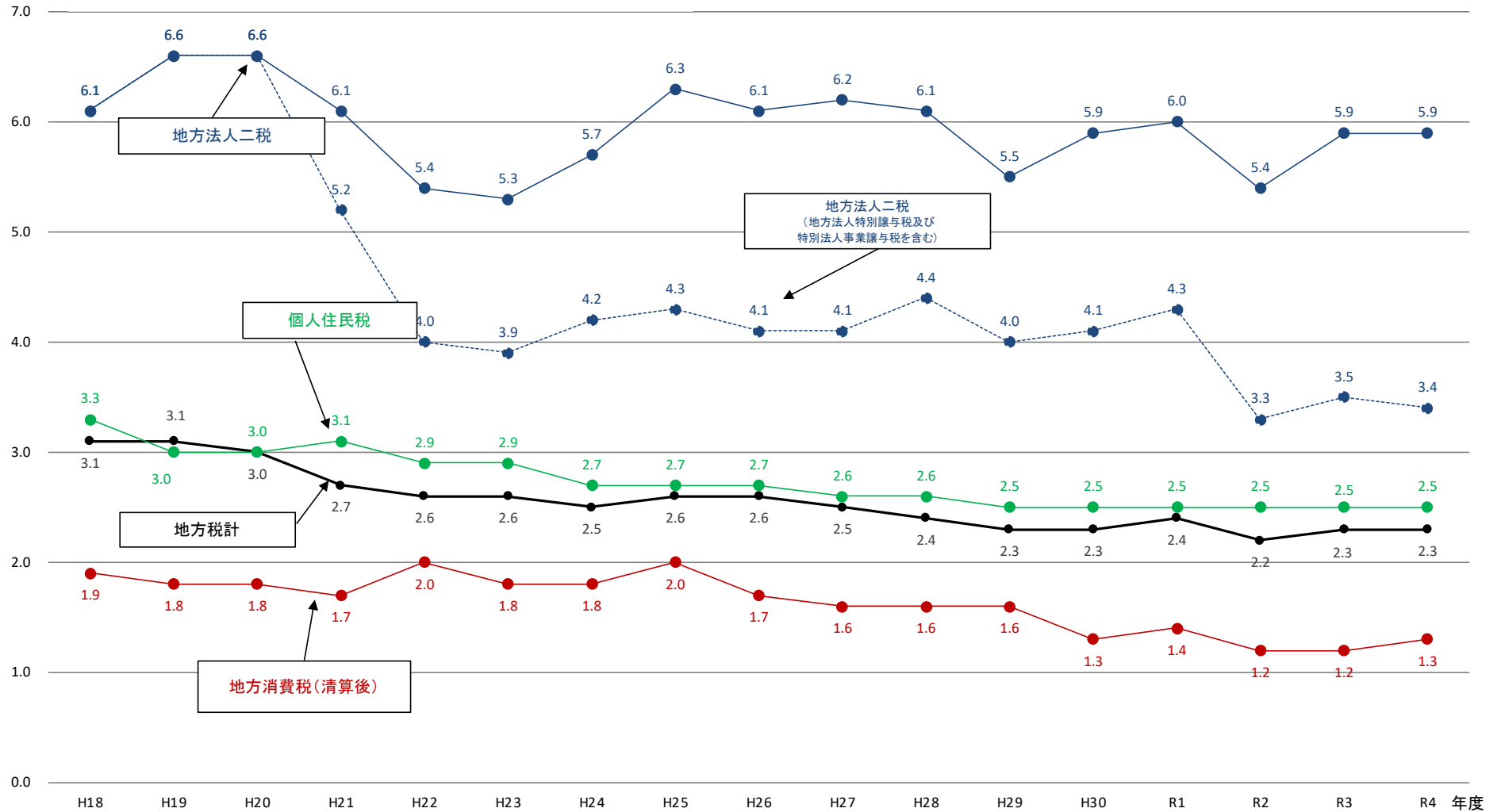


人口一人当たりの税収額の偏在度の推移

最大(東京)／最小の倍率(※)



※ 「最大／最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 税収額については各年度の決算額(各年度とも超過課税及び法定外税等を除く。)であり、人口は住民基本台帳人口(24年度までは各年度末日、25年度以降は各年度1月1日)による。

(注2) 「個人住民税」の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額である。

(注3) 「地方法人二税」のH21以降の点線は、地方法人二税に国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税(～R1)及び特別法人事業譲与税(R2～)を加算した額。

(注4) 平成28年度、令和2年度及び令和3年度の「地方消費税(清算後)」は清算基準に基づく理論値である。